

// ご存じですか? //

授業目的公衆送信補償金制度

2018年の著作権法改正で、授業目的であれば、様々な著作物をインターネット送信できるようになりました。また、授業で利用された著作物の権利者には、補償金が支払われます。

美術は「日本美術著作権連合」、写真は「日本写真著作権協会」、漫画は「日本漫画家協会」から権利者へ送金されます。

この補償金の受け取りは権利者の皆さんの正当な権利です。
クリエイターのみなさんをはじめ権利者の皆さんには、次の**3つのポイント**を押さえておきましょう!



漫画家のパートくん



美術家の
エッキー先生

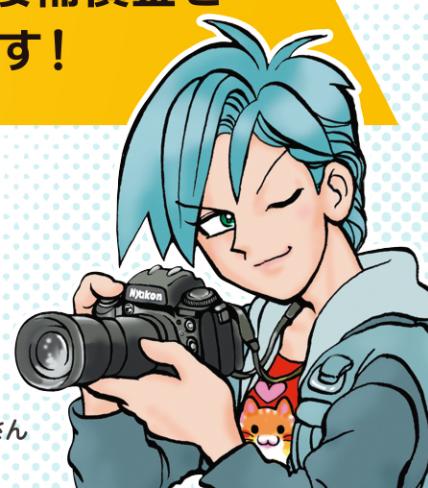
1 補償金制度により、授業でインターネット送信された著作物の権利者に対し補償金が支払われます！

2 補償金分配の案内に関する手紙やメールが届いたら、案内にある手順に従って登録手続きをお願いします！

3

分配業務の受託を受けている団体から直接補償金を受け取ると、手数料負担が最も軽くなります！

制度の詳細は裏面で解説しています。
ぜひご覧ください。



写真家のトルゾーさん



//クリエイターのみなさん、著作権者のみなさん// 授業目的公衆送信補償金制度をご存じですか？



学校などの教育機関の授業において、絵・イラストや写真、漫画、映像などの著作物がインターネット送信された場合、その著作物の権利者は、補償金を受け取ることができます。

1 授業目的公衆送信補償金制度とは

授業目的公衆送信補償金制度によって、授業でインターネット送信された著作物の著作権者の皆さんに対し補償金が支払われます

「授業目的公衆送信補償金制度」は、学校などの教育機関で授業の過程において公衆送信された著作物の権利者に対して補償金が支払われる仕組みであり、2018年の著作権法改正によって新たに導入された制度です。

2018年改正以前も、授業目的であれば、一定のルールの下において、権利者の事前許諾なく、著作物を複製し、プリントしたものを配布することが可能でしたが、公衆送信、つまりインターネット送信することは権利制限の対象とはされておらず、権利者の事前許諾が必要でした。

しかしながら、テクノロジーの発展によりICTを活用した教育実践が求められるようになったことから、2018年に著作権法が改正され、2021年度以降は、授業の過程における著作物のインターネット送信を権利者の事前許諾なく行うことが可能となりました。これにより、教育機関や学校の先生は、インターネットを利用したリモート授業といった遠隔教育を実施

する際に、気軽に著作物を利用できるようになりました。



た様々な分野の著作権関係団体を通じて、授業で利用された著作物の権利者へと分配されます。

なお、補償金分配の適正性を確保するため、サンプルとして選定された一部の教育機関は、リモート授業等で利用された著作物の利用実績報告をSARTRASに対して行うことになっており、またサンプル選定される教育機関を毎年変えることで、利用実績や調査負担に偏りが生じないようにされています。



2 補償金を受け取るには

補償金分配に係る手紙やメールが届いたら、案内にある手順に従って手続きをお願いします

授業目的公衆送信補償金制度に基づき権利者に分配される補償金は、原則として、美術分野の場合は日本美術著作権連合、写真分野の場合は日本写真著作権協会、漫画分野の場合は日本漫画家協会という、SARTRASから分配業務の委託を受けた3つの団体（分配受託団体）を通じて送金されることになります。

補償金分配の対象となる美術、写真、漫画分野の権利者の皆さんには、上記の分配受託団体である3団体から補償金の分配手続きに係る情報を記載したメールや郵便物がお手元に届きますので、内容をご確認の上、忘れずに手続きを行ってください。手続きを行わない場合、補償金を受け取れなくなる可能性がありますので、十分にご注意ください。



(参考)一般社団法人視覚芸術振興協議会の設立

一般社団法人日本美術著作権連合、一般社団法人日本写真著作権協会及び公益社団法人日本漫画家協会は、同3団体を社員とする一般社団法人視覚芸術振興協議会（略称P-VArt）を2022年12月7日に設立しました。

P-VArtは、視覚芸術分野における著作権情報の収集及び管理を行うとともに、授業目的公衆送信補償金制度に基づく補償金分配の円滑な実施と視覚芸術分野におけるわが国文化の発展に寄与することを目的とする団体です。

キャラクターデザイン：永野のりこ



Youtubeにて配信中！



俺たちがバッチ!
伝えるぜ!



知ってよ！
授業目的公衆送信補償金制度

<https://youtu.be/Gb0ogMmhGro>

一般社団法人日本美術著作権連合、一般社団法人日本写真著作権協会及び公益社団法人日本漫画家協会を社員とする一般社団法人視覚芸術振興協議会（略称P-VArt、2022年12月7日設立）は、すべてのクリエイターの方に関係する「授業目的公衆送信補償金制度」と補償金を受け取るまでの手続きの流れを紹介する動画をつくりました。

